

施策目標個票

(国土交通省28-③)

施策目標	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標119の不動産証券化実績総額、業績指標120の指定流通機構における売却物件の成約報告件数のいずれについても目標値を達成したため。
	施策の分析	不動産証券化実績総額は、平成28年度において75兆円となり、目標値である75兆円を達成した。また、指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、平成27年度・28年度ともに目標値である165千件を上回っている。一方で、参考指標については改善しておらず、継続的な努力が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	平成29年度においては、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供について一層の充実を図ること等により不動産証券化実績総額および指定流通機構における成約報告件数の更なる増加を図るとともに、消費者保護施策等を進め、賃貸アパート、マンションに関する相談件数および宅地建物取引業免許行政庁における相談件数の減少を図る。 なお、平成29年度以降の目標値については、119 不動産証券化実績総額は「リート等の資産総額」に変更し平成32年度30兆円、120 指定流通機構(レインズ)は平成33年度213千件とし、目標の達成に向けて施策を推進していく。

業績指標	119 不動産証券化実績総額(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		28年度
		51兆円	55兆円	59兆円	65兆円	70兆円	75兆円	A	75兆円
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	75兆円		
	120 指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		28年度
136千件		151千件	163千件	158千件	173千件	179千件	A	165千件	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	165千件			
参考指標	参91 賃貸アパート、マンションに関する相談件数	初期値	実績値					評価	目標値
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		30年度
		33,290件	33,442件	33,290件	33,193件	33,625件	集計中		27,200件
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参92 宅地建物取引業免許行政庁における相談件数	初期値	実績値					評価	目標値
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		30年度
		2,088件	2,088件	1,906件	2,145件	2,164件	集計中		1,290件
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参93 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積	初期値	実績値					評価	目標値
15年		24年	25年	26年	27年	28年	30年		
13.1万ha		-	15.5万ha	-	-	-		13.1万ha	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4,929	4,817	4,521	4,624	
		補正予算(b)	△1	△0	△0	-	
		前年度繰越等(c)	0	0	0	-	
		合計(a+b+c)	4,928	4,817	4,521	4,624	
	執行額(百万円)	4,856	4,722				
	翌年度繰越額(百万円)	0	0				
	不用額(百万円)	72	95				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成29年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	不動産業課 (課長 中田 裕人)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 119

不動産証券化実績総額*

評 価

A

目標値：75兆円（平成28年度）
 実績値：75兆円（平成28年度）
 初期値：51兆円（平成23年度）

（指標の定義）

主たる投資対象を不動産とするJリート（注1）、不動産特定共同事業（注2）、資産流動化法スキーム（注3）、合同会社一匿名組合出資スキーム（注4）等の活用による不動産証券化の実績総額（注5）

（注1） Jリート（不動産投資法人）とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品。

（注2） 複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等（不動産特定共同事業者）が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。

（注3） 資産流動化法に基づき設立された特定目的会社のことを指す。

（注4） 不動産の証券化（オフィスビルや賃貸マンション等の不動産信託受益権を担保に、証券を発行して投資家から資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。）のために活用されるペーパーカンパニー。

（注5） 不動産証券化の総額の算出に当たっては、各証券化スキームによる不動産（不動産信託受益権を含む）の取得総額を累積加算している。

（目標設定の考え方・根拠）**〔目標設定の考え方〕**

不動産の証券化は、約1,750兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良な都市ストックの形成を可能にするものである。主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大及び活性化の状況を示すものであることから、業績指標として採用している。

〔根拠〕

これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を講じてきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大（過去5年間の証券化実績（単年度の伸び）の平均額以上に伸びを拡大）させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の約1.5倍となる75兆円という目標を設定した。

（外部要因）

国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向

（他の関係主体）

金融庁（「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）

「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二一、11-（2）i）

・日本再興戦略2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日）

「投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。」

「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多様化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」（第二一、5-2（3）i②）

・経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～（平成28年6月2日）

「不動産ストックのフロー化による投資の促進、地域経済の好循環を図るため、リート市場の機能強化、成長分野への不動産供給の促進、小口投資を活用した空き家等の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用を行うほか、鑑定評価、地籍整備や登記所備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等を行う。」（第2章3.（3））

「投資や円滑な買換の促進等、中心市街地の土地・資産の流動性を高める方策を講ずる。」（第3章5.（2）②）

・経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日）

「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」（第2章3.〔2〕（2））

【閣決（重点）】

なし

【その他】

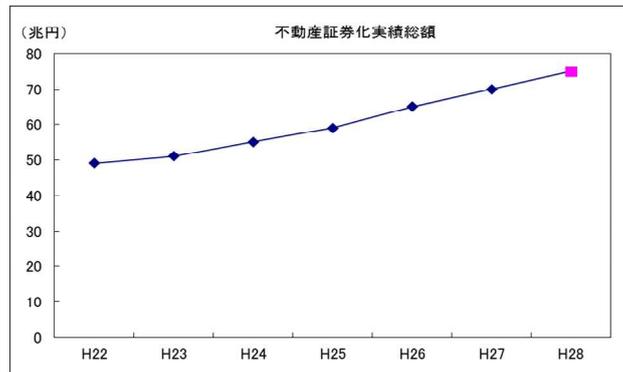
・国土交通省重点政策2016（平成28年8月公表）

2. 国際競争力の強化と新市場の開拓

(3) 官民連携のさらなる推進

「今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、地籍整備の推進、鑑定評価等を含む不動産情報の充実等を一体的に進め、都市力の向上、地方の創生に資する民間投資の促進を喚起する。」

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
5.5兆円	5.9兆円	6.5兆円	7.0兆円	7.5兆円	



主な事務事業等の概要

① 不動産特定共同事業の監督及び普及啓発の充実

不動産特定共同事業を営む不動産特定共同事業者及び特例事業者等に対して定期的な立入検査を行うなどの適切な監督により、健全な市場の発展を目指す。加えて、地域において不動産証券化に精通した人材を育成し、不動産証券化を活用して地域の不動産再生に投資家を呼び込むために不動産証券化に係る普及・啓発、支援モデル事業を行う。（平成27年度予算額：30,000千円）

② 地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備

地方都市における資金の循環による地方創生を推進するため、地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備のための有識者検討会及び各地域におけるセミナーの開催、地方都市における不動産ファイナンス等に係る事例集の作成、地方都市におけるヘルスケアリート活用促進のための環境整備を行う。（平成27年度予算額：24,000千円、平成28年度予算額：40,000千円）

③ 不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用推進

地方公共団体における財政状況を改善し、PRE活用によるまちづくり効果を高め、不動産証券化市場の更なる活性化を促進するため、PRE活用手引書の普及やモデル団体支援事業の実施等により、地方公共団体間でノウハウ、情報の共有を進める。（平成27年度予算額：40,000千円、平成28年度予算額：32,000千円）

④ Jリート及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置

リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することで、不動産取得コストを軽減し、不動産の証券化を推進することにより、豊富な資金を活用した物件の取得やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進する。

⑤ 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置

特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することにより、特例事業者による不動産証券化を推進することで、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進する。

⑥ 不動産市場の透明性向上に向けた環境整備

国内外の投資家等による不動産取引の活性化のためには、不動産市場の透明性向上が課題となっている。そのため、不動産の市場価格の動向を全国・地域別、住宅・商業用別に表す不動産価格指数の検討・整備を行う。（平成27年度予算額：115,000千円、平成28年度予算額：70,000千円）

⑦ 耐震・環境不動産形成促進事業の推進

資金調達等が課題となって再生・利活用が進まない老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成28年度までの不動産証券化実績総額は75兆円となっており、目標値を達成している。

(事務事業等の実施状況)

① 不動産特定共同事業の監督及び普及啓発の充実

不動産特定共同事業法の適切な運用により、投資家の保護に資する市場環境の整備を図りつつ、投資家のニーズに対応した商品が供給され、投資家の資金が優良な都市ストックの形成に活用されるよう、以下の措置を講じることにより、不動産特定共同事業を推進した。

- ・合計9件の立入検査を実施し、不動産特定共同事業法の適切な運用が行われるよう努めた。
- ・不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した不動産再生の推進に関し、支援対象事業者を3社選定。これらの支援を通じて、不動産特定共同事業の活用に係る実務手引書を作成するとともに、不動産特定共同事業制度を周知し、地域の不動産証券化事業の担い手となる人材の育成に努めた。

② 地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備

地方都市における不動産投資を促進し地域経済の活性化を図るため、以下の施策を講じることにより、地方都市における不動産ファイナンス等の環境整備を行った。

(1) 平成27年度は、不動産証券化を活用した検討に向けて全国9箇所にて協議会を設置し、専門家を交えて検討会やセミナーを開催し、これらの支援を通じて「地方都市の不動産証券化ガイドブック」を策定した。

(2) 平成27年度策定の「地方都市の不動産証券化ガイドブック」を活用し、平成28年度は全国10箇所にて不動産証券化に関するセミナーを開催し、普及啓発及び人材育成に努めた。

(3) 平成28年度は不動産証券化手法の活用を検討している5事業者を選定し、専門家派遣を通じて事業の具体化に向けた検討を行い、不動産証券化事業の推進を図った。

なお、当項目については、平成27年度予算要求の際に実施したアセスメント評価の事後評価を実施したものである。

③ 不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用推進

積極的に民間活力を導入した公的不動産(PRE)活用に取り組む地方公共団体を対象に、民間活力の導入に関する事業条件の設定に係る助言や、専門家や実務者の派遣等の支援を実施することで、特徴的な事例の蓄積や不動産証券化手法等の民間活力の導入手法に係る課題の整理・解決に寄与した。

- ・平成27年度は11団体の支援を実施し、PRE民間活用手引書を作成した。
- ・平成28年度は5団体の支援を実施し、PRE民間活用手引書の普及啓発を通じて、人材育成及び案件形成を支援した。

④ Jリート及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置の延長

Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る不動産流通税(登録免許税・不動産取得税)の特例措置について、平成27年度税制改正において、適用期限を2年(平成29年3月31日まで)延長するとともに、特例の対象となる不動産に物流施設(倉庫)及びその敷地を追加することを実現し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。

⑤ 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置の延長

特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税(登録免許税・不動産取得税)の特例措置について、平成27年度税制改正において、適用期限を2年(平成29年3月31日まで)延長するとともに、登録免許税の特例の対象となる不動産に物流施設(倉庫)及びその敷地を追加することを実現し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。

⑥ 不動産市場の透明性向上に向けた環境整備

不動産価格指数(住宅)は、平成24年8月から試験運用、平成27年3月から本格運用を開始した。また、不動産価格指数(商業用不動産)についても、平成28年3月から試験運用を開始した。

⑦ 耐震・環境不動産形成促進事業の推進

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進している。平成28年度末時点で、10件の建物の環境改修案件及び開発事業案件への出資を決定し、国費相当額比で約6倍の民間資金からの投融資が喚起された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度の不動産証券化実績総額は75兆円となっており、目標値を達成していることからAと評価した。目標年度が到来し、平成29年度以降の目標値については、「リート等の資産総額」に変更し平成32年度30兆円としている。引き続き、改正不動産特定共同事業法(平成29年法律第46号)の普及啓発や不動産市場の透明性向上に向けた環境整備等により、不動産市場の拡大及び活性化を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 横山 征成）
関係課：

業績指標 120

指定流通機構（レイズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数(*)

評価

A

目標値：165千件（平成28年度）
 実績値：173千件（平成27年度）
 179千件（平成28年度）
 初期値：136千件（平成23年度）

(指標の定義)

指定流通機構（レイズ）（注1）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注2）

（注1）指定流通機構（レイズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レイズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。

（注2）指定流通機構（レイズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

(目標設定の考え方・根拠)

宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸び（年平均3.6%）が、平成24年度以降5年間継続するものとした件数（157千件）に、中古住宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み（5%増）、当該目標値を設定した。

(外部要因)

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）

「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二一、11（2）i）

- ・日本再興戦略2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日）

「不動産に係る総合情報システムの整備や、次期通常国会を目途にした取引時におけるインスペクション（検査）の活用等を促進するための宅地建物取引業法改正による流通環境の整備、中古住宅の長期優良化支援等により質の不安を解消し、我が国の中古住宅・リフォーム市場の拡大を図ることとし、2020年には同市場の規模を20兆円とする。」（第二一、5－1.（3）iv①）

- ・経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～（平成28年6月2日）

「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」（第2章 3.（3））

- ・経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日）

「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」（第2章 3.〔2〕（2））

- ・ニッポン1億総活躍プラン（平成28年6月2日）

「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」（5.（6））

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日）

「建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」（Ⅲ. 4（1）⑤）

【閣決（重点）】

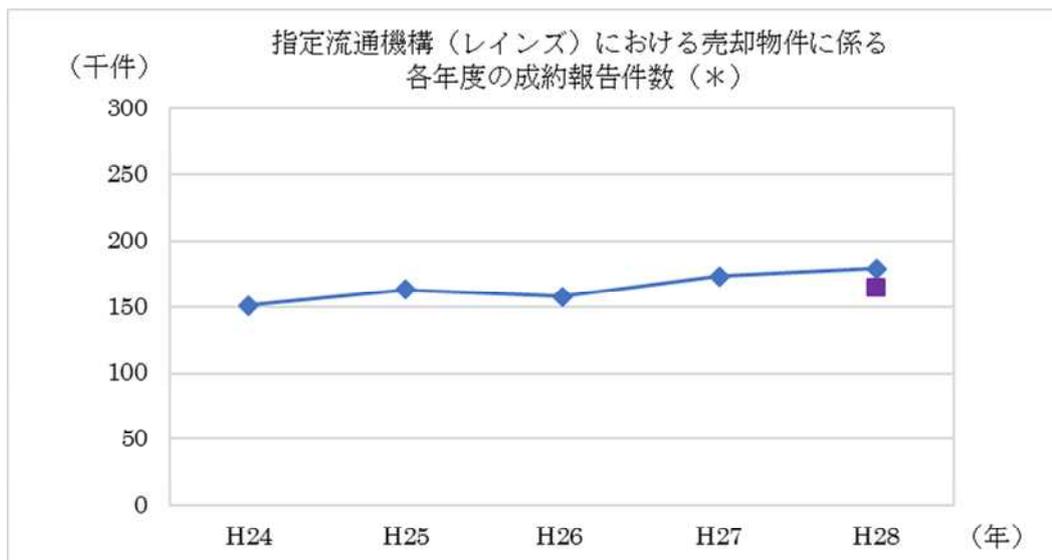
なし

【その他】

・国土交通省重点政策 2016（平成 28 年 8 月）

「既存住宅の質の向上の促進、適正な建物評価を図るとともに、安心して取引できる市場環境の整備のため、改正宅建業法の周知を図り、建物状況調査（インスペクション）や瑕疵保険等の活用について取引市場における定着を推進する等により、既存住宅・リフォーム市場の活性化を推進する。」（Ⅱ． 3．（3））

過去の実績値					(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
1 5 1 千件	1 6 3 千件	1 5 8 千件	1 7 3 千件	1 7 9 千件	

**主な事務事業等の概要**

・不動産総合データベースの整備

不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るため、不動産取引に係る各種情報の集約・提供を行うシステム（不動産総合データベース）を構築し、宅建業者から消費者へ適時適切に情報を提供する。

（平成 27 年度予算額：0.85 億円、平成 28 年度予算額 0.85 億円）

・中古住宅取引に係る消費者の安心確保のための取引ルールの検討

中古不動産取引において、宅建業者がリフォームやインスペクション等、関連する分野の事業者と連携して多様な消費者ニーズに対応できる体制・標準的な中古住宅取引ルールの構築を図る。

（平成 27 年度予算額：0.20 億円、平成 28 年度予算額 0.21 億円）

・レインズ（不動産流通標準情報システム）を活用した不動産取引情報の提供

レインズ（不動産流通標準情報システム）の機能を更に向上させることで、既会員の利用頻度の増進及び登録物件の取引の円滑化、消費者利益の保護・増進を図る。

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

平成 27 年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は 173 千件となっており、平成 28 年度も 179 千件と、目標値である 165 千件を達成している。現在、不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るための取り組みや、中古不動産取引において、多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築を図っており、不動産流通市場の環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

・不動産総合データベースの本格運用に向け、平成 27 年度より横浜市における試行運用を開始し、平成 28 年度より横浜市に加えて静岡市・大阪市・福岡市へと試行運用エリアを拡大。利用状況や利用者アンケート結果を基に、

本格運用に向けた方向性などについて取りまとめを実施。

- ・宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を位置付け。
- ・レインズ（不動産流通標準情報システム）の取引状況等にかかる登録ルールの導入や、一般消費者向けに公開している成約情報について、一部情報提供地域の拡充を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は179千件と前年比で約3%、目標値比で約8%のプラスとなっている。また、平成23年度から平成28年度にかけて、成約報告件数が減少に転じる年度もあったが、年平均で約6%の増加率を維持してきた。以上の理由によりA評価としている。なお、平成29年度以降の目標値については、平成33年度213千件とし、目標の達成に向け施策を推進していく。

- ・全国版空き家・空き地バンクの構築を行うことで一覧性をもって検索が可能な環境を整備するとともに、各自治体によってばらつきのある掲載項目を標準化する。
- ・空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う協議会（地方公共団体・不動産業団体等）を支援するとともに、先進事例の調査を行い横展開を図る。
- ・不動産総合データベースについて、運営事業者との調整等を実施し、平成30年度の本格運用を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局不動産課（課長 中田 裕人）